

第三者機関創設等及び匿名訴訟について

第三者機関創設等及び匿名訴訟について①

1. 第三者機関創設等について

見解

インターネット上の情報流通の適正確保に関する研究会－報告書－(平成12年)

③ 第三者機関による判断

次に、専門的な知識を有する第三者機関による判断の仕組みを作ることが考えられる。この場合には、第三者機関が当事者の合意を前提とする解決をするかどうかで、異なる検討が必要となる。

(a) 当事者の合意を前提としない解決をする場合

まず、民間機関を活用することや、行政機関としての位置付けを有する機関を設けることにより、当該第三者機関が当事者の合意に基づかずに判断する仕組みが考えられる。この場合には、当事者の合意がないため、判断結果の執行を担保する必要性等から、当該機関を法律上位置付けた上で、被害者の当該機関に対する発信者情報の開示の請求権を設けることとなる。

しかし、この案では、次のような問題点があり、最終的な問題解決をする機関として位置付けるためには、妥当性を欠くのではないかと考えられる（これは、当事者間での紛争の解決のための調停・あっせんをする機関の存在意義を否定するものではない。）

(i) 発信者情報開示の是非の判断に当たって求められる判断は、名誉毀損やプライバシー侵害が問題となる場合等には、独自の高い専門性が必要なものではなく、その意味で、第三者機関による判断の仕組みが裁判所による判断の仕組みに優越する性質のものではない。

(ii) 第三者機関による開示の是非の判断が裁判所の法律判断を拘束するのであればともかく、そうでないのであれば、第三者機関による判断が誤っていた場合の第三者機関の責任の問題が生じる可能性がある。

(iii) 第三者機関による判断が適正に行われるように、開示が認められる場合を網羅的、具体的かつ詳細に規定することが望ましいが、インターネット上を流通する情報はさまざまであり、また、個別の事情の考慮も必要となる場合が多いため、困難である。

(iv) 発信者が第三者機関による開示の判断に不服がある場合には最終的に訴訟で争えるようにする必要があるが困難である（訴訟を提起するためには顕名で行わなければならない、事実上、訴訟を提起することができないが、この問題は、匿名による表現の自由等が絡むものであり、憲法上の裁判を受ける権利の保障との関係で問題となる。）。

(v) 行政機関としての第三者機関については、事後的ではあれ、発信者の表現の自由等の制限に関する判断を行政機関が行うことをどのように考えるかという問題がある。

(vi) さらに、準司法的機関としての第三者機関（国家行政組織法第3条の行政委員会等）については、(v)と同様の問題があるとともに、司法機関とは別にそのような機関を設ける必要性の問題がある。

(b) 当事者の合意を前提とする解決をする場合（仲裁機関）

このような問題が生じないよう、当事者の事前の仲裁合意に基づき、紛争解決の仲裁をする機関としての第三者機関による判断の仕組みが考えられる。この場合には、当該機関は当事者の合意に基づいて仲裁判断をすることになるため、(a)のような問題は生じない。また、仲裁であれば、仲裁判断取消訴訟の問題を除き、不服申立の問題も生じないため、迅速な解決が可能となる。

このため、発信者情報の開示の問題を解決するための有効な仕組みであり、この制度を活用することが考えられるが、有効な仲裁合意を得られるかどうかに関して、次のような問題があるため、すべての場合に問題の解決策を提供できる訳ではないと思われる。

(i) 被害者からの申立てに応じて発信者の仲裁合意を個別に得ようとしても、同意しなければ開示されない状況にあることにかんがみると、同意する発信者は多くないものと考えられる。

(ii) 約款により事前に包括的に発信者の仲裁合意を得ておくことは、同意の特定性がなく、仲裁契約の前提たる仲裁合意としての有効性に疑問が生ずる場合がある。

第三者機関創設等及び匿名訴訟について②

(続き)

知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について(報告)」24頁(平成22年)。

「(発信者情報開示請求に関し)法律上の位置づけを与えるか否かは別にして、プロ責法制定時に議論されていた、第三者機関が発信者情報の開示を判断することによりプロバイダ自身による判断のリスクを排除するとともに、誤開示によって発信者に回復不可能な不利益がもたらされることを回避する方法も考えられるとの意見があった。

考え方(案)

第三者機関が創設され、当該機関で権利侵害性につき判断がなされるとされた場合、プロバイダ等としては権利侵害の判断を自ら行う必要性がなく、また、被害者としても、第三者機関による迅速な判断が確保されるのであれば、被害者の権利救済に資するものといえる。

しかし、第三者機関の判断に法的拘束力がなければ、①プロバイダ等が、権利侵害がないにもかかわらず権利侵害があると第三者機関の判断したことを受けて発信者情報を開示した場合には、結局責任を負うことには変わりはない。また、②被害者においても、権利侵害がある旨の判断を受けてプロバイダ等に発信者情報の開示を求めたとしても、プロバイダ等の判断により発信者情報の開示がなされない可能性は残る上、逆に権利侵害がない旨判断された場合には、裁判所に訴えを提起しなければ発信者情報の開示を受けられないこととなる。

他方、第三者機関の判断に法的拘束力を認めるとなった場合、表現の自由やプライバシーへの配慮などが必要となる上、裁判所(裁判官)の自由な心証を拘束することができるか(いわゆる「裁判官の独立」)といった問題も考えられる。

このように、実効性を確保するためには法的拘束力が必要となることからすると、何らかの形で裁判所を関与させることも考えられる。しかし、そうすると、裁判所の人的・物的資源も勘案しつつ、手続法を改正する必要もあり、関係機関による調整が必要不可欠となる。

以上からすると、立法時と同様、現時点においても、第三者機関を創設すべきと考えることは困難であるというのが相当であると思われる。

第三者機関創設等及び匿名訴訟について③

2. 匿名訴訟について

見解

町村泰貴「プロバイダ責任制限法施行後の状況(下)」 Law&technology 第23号54頁以下

「...プロバイダが当事者となることで発信者の手続保障が損なわれているという問題は否定できない。...この発信者の手続保障に代わるものとして、プロバイダに訴訟追行上の熱心さを要求するというのが総務省の立場であろうが、それが適切でないことは前述した。そこで考えられる解決策としては、プロバイダが発信者に対して訴訟告知をして、手続に参加する可能性を開くことである。もっとも発信者が匿名のまま訴訟告知をすることは理論的には困難であろうから、結局、裁判外でなされる発信者に対する通知(プロバイダ責任制限法4条2項)によって発信者が情報開示請求の存在を知らされたことに、事実上の手続保障の効果を期待するほかはない。そのうえで、開示請求者(原告)には氏名を伏せたままプロバイダ側に補助参加するか、または独立当事者参加することで、発信者自身の利益を守る道を開くことが考えられよう。このような匿名性を保ったままでの訴訟追行を認めることは、少なくとも現行法上は困難といわざるを得ないが、相手方が同意するならば、少なくとも訴訟告知と補助参加については認める余地がある。立法論としては、発信者情報開示に限って匿名による主張立証の途を認めるべきである。

考え方(案)

現行法を前提とする場合、いわゆる匿名訴訟を実現することは困難であり、匿名訴訟を実現するためには、あらたに立法する必要がある。

しかし、当該制度はプロバイダ責任制限法独自の問題というよりも、訴えの提起から判決の効力まで、民事訴訟全般に関連する問題であり、プロバイダ責任制限法のみ検討すればよいものでもない。また、被害者からすれば、相手方の氏名等を特定せずに訴えを提起することが可能となる場面も考えられるところ、そのように相手方が特定できない場面は、ひき逃げされた場合や不法行為に利用された口座番号など、インターネット特有の問題ではなく、他の制度との関係も視野に入れつつ、検討する必要がある事項といえる。

このように、かかる制度の導入の是非については、広く他の制度との関連において検討すべきものであり、プロバイダ責任制限法においてのみ検討することは困難であると考えるのが相当である。